

令和3年8月23日

保護者様

富士宮市教育委員会
(教育部・学校教育課)
富士宮市立富士宮第三中学校
校長 諏訪 幸宏

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置に係る学校の
対応について

日頃より本市の教育活動に対しまして、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和3年8月20日から9月12日までを期間として、本県に緊急事態宣言が発出されました。緊急事態宣言の期間中、学校では、更なる感染症予防を講じながら、学習活動を可能な限り実施していきます。

つきましては、緊急事態宣言の期間中の確認事項を下記のとおりまとめました。引き続き、子供たちや御家族の安全・安心を確保するための措置として、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 感染症予防対策について

- ・デルタ株の強い感染力を踏まえ、密を避ける、マスクを着用する、手洗いを適宜行うなどの基本的な感染対策を従来以上に徹底する。
- ・セルフロックダウンを意識し、不要不急の外出は避ける。
- ・登校する前にお子様の検温と健康観察を確実に実施する。加えて、同居家族の健康状態についても確認する。お子様の検温・健康観察の結果と同居家族の健康状態について、「健康観察票」に記入し登校時に、学校へ提出する。
- ・お子様又は同居家族に発熱等の風邪の症状がある場合（医師等により新型コロナウイルス感染症でないと判断されている場合を除く。）については、登校しない。

2 出席停止の扱いについて

- ・お子様又は同居家族に発熱等の風邪の症状がある場合は、出席停止とする。
- ・感染が心配で登校させたくない場合、学校に相談の上、登校すべきではないと学校が判断した場合については、出席停止とすることができる。

3 児童生徒等に感染者、濃厚接触者が確認された場合の対応について

- ・令和2年6月1日付保護者宛て「新型コロナウイルス感染症が市内で発生した場合の富士宮市小中学校の対応に係るフロー」（別添）に基づき対応する。

4 PCR検査等を受けた際の連絡について

- ・平日、児童生徒、同居家族がPCR検査等を実施した場合及び感染者、濃厚接触者に特定された場合は、学校へ連絡する。
- ・夜間（各小中学校留守番電話対応時間）・休日（土・日・祝日・年末年始）の場合は、市役所当直室（22-1111）へ連絡する。